



公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和 7 年 4 月 1 5 日

七尾市長 茶谷 義隆



国税徴収法第 9 5 条の規定により差押財産を公売することを公告する。

国税徴収法第 9 9 条の規定により見積価額を公告する。

公 売 財 産 の 表 示	別紙のとおり
見 積 価 額	別紙のとおり
公 売 保 証 金	別紙のとおり
公 売 方 法	期間せり売
参 加 申 込 開 始 日 時	令和 7 年 4 月 1 5 日 午後 1 時 0 0 分
参 加 申 込 締 切 日 時	令和 7 年 5 月 7 日 午後 1 1 時 0 0 分
せ り 売 開 始 日 時	令和 7 年 5 月 1 3 日 午後 1 時 0 0 分
せ り 売 締 切 日 時	令和 7 年 5 月 1 5 日 午後 1 1 時 0 0 分
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
最 高 価 申 込 者 の 決 定 日 時	令和 7 年 5 月 1 6 日 午前 1 0 時 0 0 分
売 却 決 定 日 時	令和 7 年 5 月 1 6 日 午前 1 0 時 0 0 分
売 却 決 定 場 所	七尾市役所総務部税務課収納グループ
買 受 代 金 納 付 期 限	令和 7 年 5 月 2 3 日 午後 2 時 3 0 分
権利移転及び危険負担移転	買受代金の全額を納付したとき
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、その内容を申し出てください。
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 資 要	1 国税徴収法第 9 2 条又は第 1 0 8 条に抵触しない者 2 インターネット公売システム及び七尾市ホームページ上に掲載する七尾市インターネット公売ガイドラインのとおり
そ の 他 の 事 項	別紙のとおり

(別紙)

売却 区分 番号	公売財産の名称及び性質		数量	見積価額 (最低売却価格)	公売保証金
1	七尾仏壇 70代	高さ 165cm 幅 71cm 奥行 66cm	1	円 1,850,000	円 185,000
2	ゴルフクラブセット (バック付) 中古品	M I Z U N O アイアン (5. 6. 7. 8. 9. P. S) M I Z U N O ウッド (1. 4. 5) パター	1	9,000	900

※サイズの計測は、七尾市職員によるものです。

※美術品等については鑑定（鑑別）はしておらず、専門家に徴取した情報に基づく記載です。

その他の事項

- 1 この公売公告に違反した者又は国税徴収法第92条の規定に該当する者及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 2 今回の公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上で行われます。公売参加者は注意事項として、「七尾市インターネット公売ガイドライン」及びKSI官公庁オークションに関連する規約等をお読みください。
- 3 公売財産の入札をしようとする者（「入札者等」という。）は公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
- 4 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。
- 5 入札は、期間入札中であれば何回でも可能です。ただし公売システム上の「現在価額」又は一度「入札価額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札価額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできません。
- 6 見積価額以上の入札者等のうち、最高価格で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、KSI官公庁オークションIDを最高価申込者氏名とみなします。
- 7 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。この場合公売保証金は七尾市に帰属します。
- 8 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金の納付の前に証明されたとき又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは売却決定を取り消します。
- 9 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。また、財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿になります。
- 10 市は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- 11 市は、買受代金の納付を確認した後、公売財産の引渡しを行います。代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」等の提出が必要です。
- 12 その他本件公売は、国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 13 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- 14 入札等により自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、市は何ら補償しません。
- 15 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス期間を除きます。